

〔 年分 〕

①添付対象外国関係会社の名称等に関する明細書

氏名

外 国 関 係 会 社 の 名 称 等	名 称	1				
	本 た の 店 る 所 又 事 在 は 務 主 所	国 名 又 は 地 域 名	2			
		所 在 地	3			
	事 業 年 度	4	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	
	主 た る 事 業	5				
	外 国 関 係 会 社 の 区 分	6	特定外国関係会社 ・ 対象外国関係会社 ・ 外国金融子会社等以外の 部分対象外国関係会社 ・ 外国金融子会社等	特定外国関係会社 ・ 対象外国関係会社 ・ 外国金融子会社等以外の 部分対象外国関係会社 ・ 外国金融子会社等	特定外国関係会社 ・ 対象外国関係会社 ・ 外国金融子会社等以外の 部分対象外国関係会社 ・ 外国金融子会社等	
	資 本 金 の 額 又 は 出 資 金 の 額	7	( 円)	( 円)	( 円)	
	株 式 等 の 保 有 割 合	8	%	%	%	
	営 業 収 益 又 は 売 上 高	9	( 円)	( 円)	( 円)	
	営 業 利 益	10	( 円)	( 円)	( 円)	
	税 引 前 当 期 利 益	11	( 円)	( 円)	( 円)	
	利 益 剰 余 金	12	( 円)	( 円)	( 円)	
	所 得 に 対 す る 租 税 の 負 担 割 合 ( 付 表 2 「 39 」 又 は 「 40 」 )	13	%	%	%	
	企 業 集 団 等 所 得 課 税 規 定 の 適 用 を 受 け る 外 国 関 係 会 社 の 該 当 ・ 非 該 当	14	該 当 ・ 非 該 当	該 当 ・ 非 該 当	該 当 ・ 非 該 当	
	添 付 書 類	15	貸借対照表、損益計算書、株主 資本等変動計算書、損益金処 分表、勘定科目内訳明細書、本店 所在地の法人所得税に関する 法令により課される税に関する 申告書の写し、企業集団等所得 課税規定の適用がないものとし た場合に計算される法人所得税 の額に関する計算の明細書及び その計算の基礎となる書類	貸借対照表、損益計算書、株主 資本等変動計算書、損益金処 分表、勘定科目内訳明細書、本店 所在地の法人所得税に関する 法令により課される税に関する 申告書の写し、企業集団等所得 課税規定の適用がないものとし た場合に計算される法人所得税 の額に関する計算の明細書及び その計算の基礎となる書類	貸借対照表、損益計算書、株主 資本等変動計算書、損益金処 分表、勘定科目内訳明細書、本店 所在地の法人所得税に関する 法令により課される税に関する 申告書の写し、企業集団等所得 課税規定の適用がないものとし た場合に計算される法人所得税 の額に関する計算の明細書及び その計算の基礎となる書類	
課 税 対 象 金 額	16					
適 用 対 象 金 額、 部 分 適 用 対 象 金 額 又 は 金 融 子 会 社 等 部 分 適 用 対 象 金 額 ( ④ 「 25 」、 ⑤ 「 7 」 又 は ⑥ 「 9 」 )	16					
請 求 権 等 勘 案 合 算 割 合 ( ④ 「 27 」、 ⑤ 「 8 」 又 は ⑥ 「 10 」 )	17	%	%	%		
課 税 対 象 金 額、 部 分 課 税 対 象 金 額 若 し く は 金 融 子 会 社 等 部 分 課 税 対 象 金 額 ( ④ 「 28 」、 ⑤ 「 9 」 又 は ⑥ 「 11 」 )	18	( 円)	( 円)	( 円)		

(外国関係会社の平成三十年四月一日以後開始事業年度分)

## 添付対象外国関係会社の名称等に関する明細書

- 1 この明細書は、居住者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第40条の4第11項（居住者の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「株式等の保有割合8」は、「②添付対象外国関係会社に係る株式等の保有割合等に関する明細書（付表1）」の「5」及び「6」の株式等保有割合の合計、同表「7」及び「8」の議決権保有割合の合計又は同表「9」及び「10」の請求権保有割合の合計のいずれかの割合を記載します。  
ただし、居住者と措法第40条の4第2項第1号に規定する外国関係会社との間に同項第5号に規定する実質支配関係がある場合には、記載を要しません。
- 3 「添付書類15」に掲げられている書類その他参考となるべき事項を記載した書類を、確定申告書に添付して提出します。  
なお、「企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に計算される法人所得税の額に関する計算の明細書及びその計算の基礎となる書類」については、令和元年分以降の確定申告書を提出する場合にのみ、添付が必要となります。
- 4 居住者が措法第40条の7第11項（特殊関係株主等である居住者に係る特定外国法人の課税対象金額等の総収入金額算入）の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載します。